



「昭和100年」に寄せて…



日本における障害のある子供への教育制度は、「学制」（明治5年）において、障害のある子供の学校について規定されたことに始まります。始めは視覚や聴覚に障害のある子供への教育が行われるようになり、徐々にさまざまな障害のある子供たちが学ぶ学校も増えてきたのだそうです。

☆ 特殊教育の制度化

昭和22年に学校教育法が制定され、特殊教育を行う学校として盲・聾・養護学校が設けられ、盲・聾学校は小学部・中学部が義務制となりました。また、小・中学校、高等学校には特殊学級を置くことができるようになりましたが、終戦後の財政状況の下での実現は容易ではなかったようです。

さて、本県に目を向けてみると、明治40年に並本文右衛門という人が設立した「私立富山訓盲院」が昭和7年に富山県に移管され、「富山県立盲聾学校」と改称されました。そして、昭和23年の義務教育制度実施に伴い、「富山県立盲学校」と「富山県立聾学校」に分離されたのです。現在の富山視覚総合支援学校、富山聴覚総合支援学校です。また、昭和29年には、富山県立聾学校高岡分校が設置されました。現在の高岡聴覚総合支援学校になります。

後に昭和54年になって、養護学校（対象は、精神薄弱（知的障害）、肢体不自由、病弱）の義務制が実施されました。

☆ 養護・訓練の創設

「養護・訓練」は、子供の障害の状態を改善・克服することをねらいとして、昭和46年学習指導要領の改訂において、盲学校、聾学校及び養護学校共通に設けられた特別の指導の領域です。当時の教育課程審議会の答申において「障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うには、特別の訓練等の指導が極めて重要」との提言を受けて設けられました。

学習指導要領は盲学校、聾学校、養護学校（精神薄弱、肢体不自由、病弱）の障害別でしたが、「養護・訓練」の目標と内容は共通化され、以下のような4区分（12項目）に整理されました。なお、「養護・訓練」は平成11年に「自立活動」と名称が改められたことは、皆さんご存知のことでしょう。

目標 児童または生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容 区分は、A 心身の適応、B 感覚機能の向上、C 運動機能の向上、D 意思の伝達

昭和元年から数えて、令和8年には満100年になります。「激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致すことは、大変意義深いこと」（※内閣官房ホームページより）とされています。特別支援教育の礎を築いた先達の苦労や当時の教育に思いをはせてみてはいかがでしょうか？